

| | |
|------------------|-------|
| 職業安定分科会(第 206 回) | 資料1-1 |
| 令和6年3月 22 日 | |

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱（育児休業給付関係）

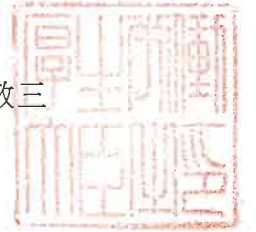
厚生労働省発職 0314 第 1 号

令和 6 年 3 月 14 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合のうち、育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合については、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものと公共職業安定所長が認める場合に限ることとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。